

奨学生募集要項（2026年度）

No. 744

直接応募（C区分）

奨学団体名 (奨学金名称)	上越市若者奨学金返還支援助成金		
2026 募集人数	—		
募集学年	大学、大学院在学中に奨学金の貸与を受け、卒業し、奨学金を返還している者		
募集学部・研究科 研究分野等	全学部・全研究科		
財団締切時期	2026年9月30日（水）		
給付	交付申請年度の前年度における奨学金返還額の3分の2 (上限額 20 万円／年、累計120万円まで)	貸与	無
授業料相当額支給	無		
(採用時) 一時金	無		
併給	併給可	年齢制限	募集要項参照
就労制限	無	出身地制限	上越市に通算3年以上居住している、または居住していたことがある者
その他応募条件	・ 交付対象者の詳細は、募集要項参照 ・ 対象となる奨学金 地方公共団体、大学等、独立行政法人日本学生支援機構 が貸与する奨学金 その他これらに類する団体（有利子・無利子は問わない） ・ 申請方法は、上越市HPより確認すること		

上越市に定住する若者の

令和8年度版

奨学金返還を支援します！

上越市若者奨学金返還支援助成金のご案内

令和8年度～助成金額・助成対象期間を拡充！

助成金額

交付申請年度の前年度における

奨学金返還額の**3分の2**

〔上限額 20万円／年
累計120万円まで〕

※利子、繰上返還、滞納繰越も対象

助成対象期間

最長 **72 か月**（6年間分）

※上越市に住民登録があり、かつ居住しながら奨学金を返還した月が対象

対象となる奨学金

- ・地方公共団体、大学等
- ・独立行政法人日本学生支援機構
- ・その他これらに類する団体

が貸与する奨学金
（有利子・無利子は問いません。）

※教育ローンは対象外

交付対象者

次の全ての要件に該当する方

- ① 上越市に通算3年以上居住しているまたは居住していたことがある
- ② 大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第4学年または第5学年に限る）、専門学校（専門課程に限る）の在学中に奨学金の貸与を受け、卒業し、奨学金を返還している ※保護者が返還している場合は対象外
- ③ 上越市に住民登録（住所）があり、実際に居住していて、定住する意思がある
- ④ 奨学金の返還を開始した年度の末日時点の年齢が満29歳以下で、かつ次の表に掲げる「卒業年齢」に応じた「交付年度の年齢」である

※「卒業年齢」…奨学金の貸与を受けていた期間に在学していた大学等を卒業した年度の末日時点の年齢

※「交付年度の年齢」…交付申請をしようとする年度の末日時点の年齢

卒業年齢	満22歳以下	満23歳	満24歳	満25歳	満26歳	満27歳	満28歳
交付年度の年齢	満30歳以下	満31歳以下	満32歳以下	満33歳以下	満34歳以下	満35歳以下	満36歳以下

※卒業年齢にかかわらず登録申請は、満30歳までに行う必要があります。

- ⑤ 市税の滞納がない
- ⑥ 公務員（会計年度任用職員を含む）として就職していない
- ⑦ 上越市が貸与する奨学金の返還の全部または一部を免除されていない
※上越市定住促進奨学金の返還免除を受けている場合は対象外
- ⑧ 暴力団、暴力団員でない（社会的に非難される関係も含む）

詳しくはHPへ！



《注意》本助成金については、毎年度の予算成立をもって交付することになりますので、あらかじめご了承ください。

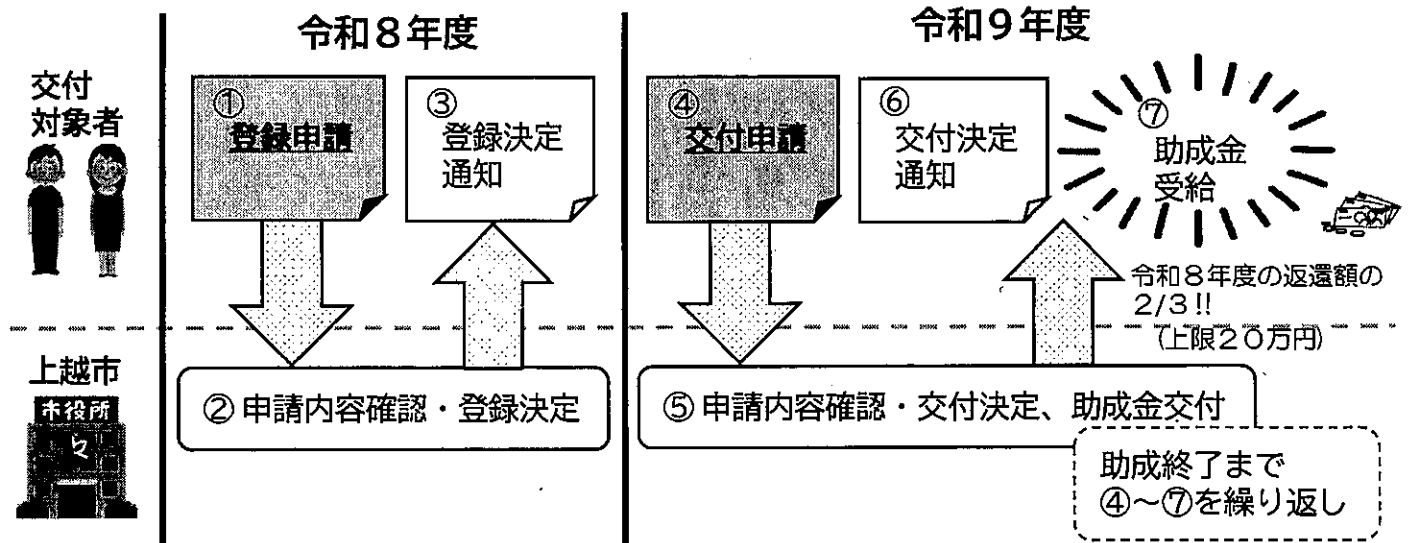
提出・問合せ先

上越市 総合政策部 総合政策課 企画調整係
住所：〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号
電話：025-520-5626（係直通）
Mail：sou-seisaku@city.joetsu.lg.jp

持参による提出の場合は、
以下の窓口への提出も可能です。
*各総合事務所 総務・地域振興グループ
*南出張所、北出張所

助成金交付までの流れ

例：令和8年度から奨学金の返還が開始となる方



※令和7年度中（1年に満たない期間を含む）に、上越市に住民登録があり、かつ居住しながら奨学金を返還していた方で、交付対象者要件を全て満たす場合は、令和8年度に登録申請と交付申請をしていただくことで助成金の受給が可能です。なお、令和8年度に助成金の受給が可能な方の登録申請は、令和8年4月1日から受け付けますので、問合せ先へご連絡ください。

登録申請の手続き

助成金受給には、事前に登録申請の手続きが必要です。
次の書類を提出先へ持参又は郵送により提出してください。
※交付申請の手続きについては、登録決定後にご案内します。

- ①登録申請書
- ②卒業（修了）証明書または卒業証書の写し
- ③奨学金を貸与する団体が発行する奨学金の借入額が確認できる書類の写し
- ④戸籍の附票の写し（原本を提出）

※戸籍の附票の写しは住所の履歴を記録したものであり、上越市に3年以上居住していることの証明になります。戸籍の附票の写しで証明できない場合は、事前にご相談ください。
（例：外国籍の方、市外出身の方で上越市に住民登録をしていなかったが3年以上居住したことがある方）

申請方法等の
詳細はHPへ／



《申請受付期間》 令和8年7月1日(水) から 9月30日(水) まで

返還支援のイメージ

例：令和8年3月 県外の大学卒業、令和8年4月 上越市へUターン

大学4年間無利子の奨学金／借用総額：3,240,000円

返還期間：15年（返還月額18,000円）／大学卒業後、6か月経過後（令和8年10月）からの返還

単位：円

	R8	R9 (助成開始)	R10	R11	R12	R13	R14	R15 (助成終了)	R16～ R22	合計
返還額	108,000	216,000	216,000	216,000	216,000	216,000	216,000	216,000	1,620,000	3,240,000
助成金額	0	72,000 (6か月分)	144,000 (12か月分)	144,000 (12か月分)	144,000 (12か月分)	144,000 (12か月分)	144,000 (12か月分)	72,000 (6か月分)	0	864,000 (72か月分)

前年度、上越市に住民登録があり、かつ居住しながら、奨学金を返還した額に対して2/3を助成

本人負担額
(返還額－助成金額)

2,376,000

提出・問合せ先

上越市 総合政策部 総合政策課 企画調整係
住所：〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号
電話：025-520-5626（係直通）
Mail：sour-seisaku@city.joetsu.lg.jp

持参による提出の場合は、以下の窓口への提出も可能です。
*各総合事務所 総務・地域振興グループ
*南出張所、北出張所